

(第3種郵便物認可)

R2.4.24

街東先生 相談室

《25》

回答

母の銀行預金を引き出そうと思いますが、母は高齢で認知症の症状が出ています。このよくな場合、家庭裁判所で、成年後見人を選任したほうがよいのでしょうか。

認知症の母の預金を 引き出したい



安達條司弁護士

行預金の引き出し・解約や、財産の処分、契約の締結等ができるようになります。

しかしながら、認知症であるからといって、必ずしも成年後見の制度を利用しなければならないわけではありません。本人に判断能力が残っている場合は、自ら銀行に赴いたり、委任状を作成して預金の引き出しを行うことも可能です。

ただし、成年後見の制度を利

用せずに、他人が関与して預金

他方で、いつたん成年後見の制度を利用すると、後見人等に選任された方は、本人の財産を適正に管理し、毎年報告書を提出する義務や責任が生じます。

成年後見の制度を利用したほうがよいかどうかは、事案ごとに変わりますので、まずは弁護士に相談してみると、これが一番でしょう。

終了後、お札と思い川島さんに握手を求めました。が、握手をしたとき私はドキドキと心臓が高鳴っていました。その時、本当に差別はいけないと言つていた自身の心の底に「大丈夫か」と高鳴る自分の姿がありました。

私は思い上がりの心を捨てて、本気で差別と向き合つ心を定めました。そして、

引き出した場合、認知症の症状によっては、預金の引き出し行為自体が無効とされ、後々トラブルになるおそれがあります。

聞の小さなコラムに、「ハンセン病回復者が語る」との案内があり、私は初めて川島さんと会い、話を聞きました。約1時間、初めて聞く話に驚き、今も残る差別偏見への怒りを強く感じま

読者のひろば

新型コロナウイルス
が出る前日、通り抜け
ぽんぽん舟に乗って見
りましたが、天神祭り
る場所の桜は、とて
(大阪市東淀川区、

島冕（大阪府吹田市、64歳、元吹田市議）のほどのほど私は、ハンセン病家族訴訟原告団副団長の黄光男さんと尼崎の心優しい方々と共に、国立療養所長島愛生園（岡山県）に1泊2日の日程で初めて訪問

させていただきました。今回の訪問で強く感じたのは、ハンセン病を語る方が高齢になつている現実で

した。当日の夜の交流会では愛生園の長老が「仲間が次々と亡くなっていく。本当に寂しい」と話され、二

・偏見は本人のみならず家族も同じ苦しみです。